

議 事 日 程 （第3号）

令和4年3月14日（月曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第16号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第17号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の令和4年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第6 議案第19号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第20号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第8 議案第21号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第22号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第23号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第24号 令和4年度東白川村一般会計予算
- 日程第12 議案第25号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第26号 令和4年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第27号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第15 議案第28号 令和4年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第16 議案第29号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第17 議案第30号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第31号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	今井明德
村民課長	安江修治	産業振興課長	伊藤秀人
地域振興課長	村雲修	建設環境課長	安江透雄
教育課長	有田尚樹	保健福祉課長兼 診療所事務局長	河田孝
診療所事務長	安江輝彦	会計管理者	今井英樹
監査委員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	居石浩之
-------------	------

◎開議の宣告

○議長（樋口春市君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道君、6番 桂川一喜君を指名します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、11日に引き続き新年度予算の全協質疑を行っていただきます。

午前9時35分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号から議案第30号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

上程中の日程第2、議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第17、議案第30号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの16件について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

村長の予算説明の中にあります12ページにあります一番上、最上段のところ、越原地区の交流サロンについて触れている箇所があります。

この交流サロンにつきましては、ここでは交流サロンと書いてありますが、もともとは交流サロンからスタートした計画がサロン化計画に変更し、そこから今度、越原センターの改修工事ということで、最終的には越原センターを改修し終わるという形で令和3年度を終えることができ、そこに関しましては本当に使い勝手がよくなって、まだ使ってはいませんが、老人クラブの希望ですとかそういうのを十分聞いていただいて、設計ベースではありますけれども、非常に使い勝手

のいいものができたものとして感謝しております。

そこで、一般会計の73ページと74ページのほうにあるサロン化事業と、今度4月からは分離して行われるという説明が予算説明の中、それから予算細部説明の中で何度か行われてきたわけですが、質問としましては、今後ここに書いてありますように地域の利用を増やしていくためには、特に老人福祉がベースとなって計画が立てられておりましたので、老人福祉の観点から地域での利用が積極的に増えるような手だて、村の協力体制が、サロンではなくなったものの、まだ今後存在しているのか、今後予定されているのかを質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

越原センター改修につきましては、越原地区にサロンをという構想でスタートし、その後紆余曲折があつて、越原地区の皆さんから箱ものはもうやめたほうがいいよというような御意見が強かったこともあつたりして、最終的には今、議員質問の中でお触れになったように越原センターの改修というふうになつてまいりました。

ただし、神土と五加にカラーリングができるようなサロンを造ってきたこともございまして、越原の皆さんにもそれをやっていただけるようなことも踏まえ、あとはバリアフリーであつたり、実は越原センターもしばらく手が入っておりませんでしたので、いろんなところで冷暖房であつたり、トイレの便器だつたりというところを今回の事業でしっかりと改修させていただいた。

この後ですが、建物自体はサロンとは一線を画して、そういう機能は持つんですが、地域へ管理委託をお願いする地域の施設ということで越原センターは位置づけております。建物の改修工事までは保健福祉課が担ってまいりましたが、今後の管理は全て産業振興課で行うということになります。

そこで、今お尋ねの高齢者の皆さん方が、地元のシルバー、長寿会さんは、あそこに蓬莱館という建物があつたいきさつから、今私の記憶では4万円を越原区のほうへ入れていただく形で全部無料でやっていただけるというようなことであります。

ただ、ほかの老人団体、つまり、平の団体であつたり、五加の団体、シルバーさんが越原センターは広いから、ここでカラーリングの練習をしたい、試合をしたいと、こうなつたようなことが想像されたときに、今、神土、五加のサロンは無料で使っておるのに、越原センターは管理委託を受けた越原区が料金を決める建前になっておりまして、その中で長寿会は無料だけど明清会は有料、こういうのは少し矛盾を生じてくると、これは私も承知をしておるところで、実はその辺の使用料の決め方について越原区の皆さんとしっかりと打合せをしてから新年度を迎えたかったんですが、これはコロナのせいにははいけませんけど、会合もできなかったシクラブの総会というのも開かれなかったということもあつて、今度23日に区の内覧会を含めた管理運営委員会の最後の会議を予定しておりまして、その中で少し問題提起をさせていただいて、今後どうしていこうかというところを御相談申し上げたいというふうに思っています。

実際、そういう矛盾があるという御指摘は十分分かりますので、これはシルバーだけじゃなく、例えば子供会であったり公共の団体が使われていくのに減免規定がここの防災センターの中にはあつてしかるべき、あるわけなんですけれども、そういうものとの整合性であったり、それから、これからコロナの対策として、地域交流会なんかをいろんな会場で活発にしていきたいといったときの費用はどこが負担していくのか。大きな負担というのは多分光熱費になろうかなとは思いますが、その辺のところをこれから、ちょっと遅れましたんですけど、早急な結論は出さずにしっかり議論をして、令和4年度について中身をしっかり検討して、どのぐらい回数があったのかとか、どういう団体が使われたのかとか、そういうことをしっかり記録していただくよう、越原センターに限っていえば越原区にお願いをしておいて、1年間の統計を見て、その上で例えば減免をしていただくようにしておいて、1回1回の使用につきこのぐらい費用が増えたというようなことが計算上合理的に判断できるものがあれば、ほかの村が設置した施設と平等性が取れるような中での検討を進めていくと。そういうことによって、村長説明に書いたように地域の皆さんがいろんな会場で健康寿命の延伸のための活動が進めていっていただけるように、あるいは子供たちが仲間づくりのために使っていただけるような人と人との施設でありたい、こういうふうに考えますので、年度末の議会でございますので結論は出ませんけれども、検討させていただくと。1年かかって検討して、使用が増えた場合ですが、これは来年の補正対応で検討を入れることですので、取りあえずは今度の23日に御意見を申し上げて、ほかの団体も併せて無料にしておいていただくのが一番摩擦も生じなくて使ってもらえる、練習試合ができたりとかそういうような形になっていこうかなというふうに思いますので、そのように進めさせていただきたいと、このように思っています。

○議長（樋口春市君）

6番、よろしいですか。

○6番（桂川一喜君）

はい。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

令和4年度予算案について、賛成の立場から意見を申し上げます。

世界情勢が不安な状況になりつつある中、新型コロナウイルス感染拡大が続き、リモートワークの浸透など社会のデジタル化が加速している。対面や移動の意味が問われ、場所や時間にとらわれない働き方や人々の行動変容など、コロナ禍の世界の変化に目を向けつつ、地元の地域課題を改めて見直す複眼的な姿勢が、今後の地域社会を考える上で大切な年になっていくと思います。

東白川村の令和4年度の予算に当たっては、第5次総合計画の将来像に上げた「豊かな自然と、美しい景観に包まれて、人がかがやく、地域力のあるむら、ひがししらかわ」の実現に向けた重点項目を具体的に第6次総合計画の策定から16項目ほど上げた予算編成に取り組まれていると思います。

「産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり」において、農林業、中山間地など推進事業の山・農地を守りウッドショックに見舞われ、メリット、デメリットが現れた中での森林整備・担い手事業、フォレストスタイル事業やつちのこメンバーズカード事業など商工業の活性化に期待します。

東白川つながるナビ事業は、NPO法人つちのこ村の事業として東白川村移住定住活動を積極的に展開され、人口減少、空き家問題、経済活性化に取り組む事業であり、ますますの発展が期待されます。

「安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり」においては、砂防及び急傾斜地崩壊対策事業ではレッドゾーンの解消が織り込まれ、自然災害に対する防災対策事業、ライフラインの保全がバランスを取りながら編成されています。

「お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり」では、高齢者や障害者の皆様を対象に、多様化する要望に対応するよう配慮がなされていて、インフルエンザやコロナワクチン接種などへのきめ細やかな対応が生まれ、福祉生活支援、高齢者支援事業などを通しての健康寿命の延伸やサロン交流などでの仲間づくりの輪の広がりに期待がされます。

「心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり」においては、小学校4年生以上と中学生全員にタブレット端末を1人1台配置して最適な教育ソフトの導入によりICT環境の整備と充実を図られることを重視して、地域格差を考えさせない教育環境であるためにも教職員も同様に装備されるように計画されていて、心の豊かさが実現できる誇りのある村づくりにつながるものと思います。

特別会計においては、主たる課題である安定的な財政運営に努力を払いつつ、継続的にサービスを提供できる体制が整えられており、評価します。

令和4年度からは第6次総合計画が策定され、豊かな暮らしが実感できる生活環境の整備に取り組むステージに入っていく年に当たり、働き方改革を念頭に経営感覚を養い、経営改善に努められる体制づくりをされることを高く評価し、令和4年度東白川村一般会計並びに特別会計の予算の賛成討論とします。

○議長（樋口春市君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第30号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの16件について新年度予算関連として一括して採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第30号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの16件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

全員起立です。したがって、議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第30号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの16件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第18、議案第31号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

それでは、3月14日追加提出の議案書のほうを御覧いただきたいと思います。

議案第31号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年3月14日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

別添で新旧対照表がありますので、こちらを御覧いただきたいと思います。追加というものでございます。

右が現行、左が改正案でございます。

今回の改正につきましては、保育士のほうが以前処遇改善を行いました。これと同様でコロナ

禍の中で感染に対応しながら一生懸命活動する介護職員に対する処遇改善を国のほうからもらってききましたので、それに対して対応するものでございます。

現行の処遇改善手当について、介護職員のほうが、第9条で勤務1月につき「1万2,000円」とあるものを、第9条のところで「2万円」に引き上げるものでございます。処遇改善を行いますので御理解いただければと思います。

それでは、本文のほうにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第31号 東白川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（樋口春市君）

日程第19、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

令和4年3月14日、東白川村議会議長 樋口春市様。議会運営委員会委員長 桂川一喜です。

閉会中の継続調査の申出。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

会期及び会期延長の取扱いについて。会期中における会議日程について。議事日程について。一般質問の取扱いについて。議長の諮問事項に関する調査について。その他議会運営上必要と認められる事項。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。委員長から申出のあった事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

令和4年第1回定例会を閉会します。

午前11時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員